

1 税率一覧表

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
県民税 個人	均等割 年 1,000円 (2,000円) ()の税率は、平成26年度から適用 平成26年度から平成35年度までの10年間は500円加算 所得割 1. 課税所得金額 $\frac{4}{100}$ 2. 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 ア 優良住宅地等以外の譲渡所得 $\frac{2}{100}$ イ 優良住宅地等の譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 2,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 2,000万円超 32万円+ (課税長期譲渡所得-2,000万円) $\times \frac{2}{100}$ ウ その年の1月1日において所有期間が10年を超える一定の居住用財産を昭和63年4月1日以降に譲渡した場合の長期譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 6,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 6,000万円超 96万円+ (課税長期譲渡所得-6,000万円) $\times \frac{2}{100}$ (2) 短期譲渡所得 $\frac{3.6}{100}$ 3. 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 非上場分 $\frac{2}{100}$ 上場分 $\frac{1.2}{100}$	均等割 年 1,000円 (1,500円) ()の税率は、平成21年度から適用 左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納期 個人の市町村 民税の納期と同じ	(減免) 個人の市町村民税に準ずる	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	均等割 資本金等の額(資本金の額又は出資金の額に資本積立金額を加えた金額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)。以下同じ)が50億円を超える法人(公共法人等を除く) 年 800,000円 (840,000円) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人(公共法人等を除く) 年 540,000円 (567,000円) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人(公共法人等を除く) 年 130,000円 (136,500円) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人(公共法人等を除く) 年 50,000円 (52,500円) その他の法人 年 20,000円 (21,000円) ()の税率は、平成21年4月1日以降開始する事業年度から適用 法人税割 $\frac{5}{100}$ ($\frac{3.2}{100}$) 〔平成7年9月1日から平成27年8月31日まで終了する事業年度分について資本金の額若しくは出資金の額が1億円超のもの、又は法人税割の課税標準が年1,500万円超のもの $\frac{5.8}{100}$ ($\frac{4}{100}$) 〕 ()の税率は、平成26年10月1日以降開始する事業年度から適用	左に同じ	法人税法による法人税の申告期限 公益法人等 均等割のみを課されるもの 4月30日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 公益社団法人又は公益財団法人 2. 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 3. 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 4. 天災その他特別の事情により被害を受けた者	
利子割	支払を受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月10日		
配当割	支払を受ける一定の上場株式等配当等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月10日		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
株式等譲渡所得割	支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	源泉徴収口座内配当等 翌年の1月10日 翌年の1月10日		
		平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等 $\frac{3}{100}$			
		平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われた一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等 $\frac{3}{100}$			
事業税個人	(1) 第一種事業所得の $\frac{5}{100}$ (2) 第二種事業所得の $\frac{4}{100}$ (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5号及び7号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～ 11月30日 年の中途において事業を廃止したとき 知事が定める日	(免除) 1. 生活保護法の規定による生活扶助又は生業扶助を受ける者 2. 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、条例の規定によるもの 3. 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う者で条例の適用を受けるもの (減免) 下記のうち知事が必要と認める者 (1) 天災その他特別の事情により被害を受けた者 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (3) 法施行令第7条各号に掲げる障害者で生活が困難であるもの (4) (2)及び(3)以外のもので生活が困難であるため事業税の負担が著しく困難であるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	(1) 電気供給業 } を行う ガス供給業 } 法人 保険業 } 収入金額の $\frac{0.7}{100} - (\frac{0.739}{100})$ [$\frac{0.9}{100} - (\frac{0.939}{100})$] (2) その他の事業を行う法人 特別法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{2.7}{100} - (\frac{2.85}{100})$ [$\frac{3.4}{100} - (\frac{3.55}{100})$] 所得のうち年400万円を超える金額の $\frac{3.6}{100} - (\frac{3.798}{100})$ [$\frac{4.6}{100} - (\frac{4.798}{100})$] 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 対する税率 $\frac{0.4944}{100}$ 資本割 資本金等の額の $\frac{0.206}{100}$ 所得割 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{1.614}{100}$ [$\frac{2.314}{100}$] 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{2.365}{100}$ [$\frac{3.365}{100}$] 所得のうち年800万円を超える金額の $\frac{3.116}{100}$ [$\frac{4.516}{100}$] 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人所得の $\frac{3.116}{100}$ [$\frac{4.516}{100}$] その他の法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{2.7}{100} - (\frac{2.85}{100})$ [$\frac{3.4}{100} - (\frac{3.55}{100})$] 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{4}{100} - (\frac{4.219}{100})$ [$\frac{5.1}{100} - (\frac{5.319}{100})$]	(1) 電気供給業 } を行う ガス供給業 } 法人 保険業 } 収入金額の $\frac{0.7}{100} - (\frac{0.739}{100})$ (2) その他の事業を行う法人 特別法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{2.7}{100} - (\frac{2.85}{100})$ 所得のうち年400万円を超える金額の $\frac{3.6}{100} - (\frac{3.798}{100})$ 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 対する税率 $\frac{0.4944}{100}$ 所得割 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{1.614}{100}$ 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{2.365}{100}$ 所得のうち年800万円を超える金額の $\frac{3.116}{100}$ 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人所得の $\frac{3.116}{100}$ その他の法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{2.7}{100} - (\frac{2.85}{100})$ 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{4}{100} - (\frac{4.219}{100})$	1. (法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月 ただし、法第72条の25第2項により知事の認めたものはその指定した日 会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため上記期間中に申告納付できない場合には知事の承認により3か月以内 2. (法第72条の26第1項の法人) 事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月 3. (法第72条の29第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月 4. (法第72条の30第1項の法人) 残余財産分配の日の前日 5. (法第72条の31第1項の法人) 残余財産の確定した日から1か月	(免除) 過疎地域内において租税特別措置法第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、条例の規定によるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	<p>所得のうち年800万円を超える金額の</p> $\frac{5.3}{100} \left(\frac{5,588}{100} \right) - \left[\frac{6.7}{100} \left(\frac{6,988}{100} \right) \right]$ <p>(3) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの</p> <p>特別法人</p> <p>所得の</p> $\frac{3.6}{100} \left(\frac{3,798}{100} \right) - \left[\frac{4.6}{100} \left(\frac{4,798}{100} \right) \right]$ <p>その他法人</p> <p>所得の</p> $\frac{5.3}{100} \left(\frac{5,588}{100} \right) - \left[\frac{6.7}{100} \left(\frac{6,988}{100} \right) \right]$ <p>()は平成10年2月1日から平成28年1月31日までに終了する事業年度分について、資本金の額又は出資金の額が1億円超のもの、又は所得が年5,000万円超(収入金額を課税標準とするもの)にあっては4億円超のものに適用する。</p> <p>[]は開始事業年度が平成26年10月1日以後の事業年度分について適用する。</p>	<p>所得のうち年800万円を超える金額の</p> $\frac{5.3}{100} \left(\frac{5,588}{100} \right) - \left[\frac{6.7}{100} \left(\frac{6,988}{100} \right) \right]$ <p>(3) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの</p> <p>特別法人</p> <p>所得の</p> $\frac{3.6}{100} \left(\frac{3,798}{100} \right) - \left[\frac{4.6}{100} \left(\frac{4,798}{100} \right) \right]$ <p>その他法人</p> <p>所得の</p> $\frac{5.3}{100} \left(\frac{5,588}{100} \right) - \left[\frac{6.7}{100} \left(\frac{6,988}{100} \right) \right]$ <p>()は平成10年2月1日から平成28年1月31日までに終了する事業年度分について、資本金の額又は出資金の額が1億円超のもの、又は所得が年5,000万円超(収入金額を課税標準とするもの)にあっては4億円超のものに適用する。</p>			
地方法人特別税	<p>外形標準課税対象法人の基準法人所得割額の</p> $\frac{148}{100} \left(\frac{67.4}{100} \right)$ <p>外形標準課税対象以外の法人の基準法人所得割額の</p> $\frac{81}{100} \left(\frac{43.2}{100} \right)$ <p>基準法人収入割額の</p> $\frac{81}{100} \left(\frac{43.2}{100} \right)$ <p>()は開始事業年度が平成26年10月1日以後の事業年度分について適用する。</p>	<p>外形標準課税対象法人の基準法人所得割額の</p> $\frac{148}{100}$ <p>外形標準課税対象以外の法人の基準法人所得割額の</p> $\frac{81}{100}$ <p>基準法人収入割額の</p> $\frac{81}{100}$	平成20年10月1日以後に開始する事業年度に係る所得及び同日以後の解散による清算所得	法人事業税の納期に準ずる	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
地方消費税譲渡割	<p>課税資産の譲渡等に係る消費税額の</p> $\frac{17}{63}$	<p>課税資産の譲渡等に係る消費税額の</p> $\frac{25}{100}$	<p>1. 個人事業者 課税期間の翌年3月末日</p> <p>2. 法人事業者 課税期間の末日の翌日から2か月</p>		
貨物割	<p>課税貨物に係る消費税額の</p> $\frac{17}{63}$	<p>課税貨物に係る消費税額の</p> $\frac{25}{100}$	課税貨物を保税地域から引き取る日		
不動産取得税	<p>価格の</p> $\frac{4}{100}$ <p>(平成20年4月1日から平成27年3月31日までの住宅又は土地の取得)</p> $\frac{3}{100}$	左に同じ	知事が定める日	<p>(減免)</p> <p>天災等により災害を受けた者等のうち知事が必要と認めるもの</p> <p>(免除)</p> <p>過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける家屋及びその敷地である土地であつて、条例の規定によるもの</p>	<p>課税標準について</p> <p>土地</p> <p>10万円未満</p> <p>家屋(建築分)</p> <p>23万円未満</p> <p>(その他)</p> <p>12万円未満</p>
県たばこ税	<p>1,000本につき860円(旧3級品の紙巻たばこについては、1,000本につき411円)</p>	左に同じ	毎翌月末日	<p>(免除)</p> <p>1. 輸出又は輸出の目的で行われる輸出入業者に対する売渡し</p> <p>2. 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡し</p> <p>3. 品質悪変又は破損等のため販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄</p> <p>4. 既にたばこ税を課された製造たばこの売渡し又は消費等</p>	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
ゴルフ場利用税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 1. 65歳以上70歳未満の利用者 2. 一定の競技会による利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2分の1の税率を適用する	左に同じ	毎翌月末日		
自動車取得税	$\frac{5}{100}$ 軽自動車以外の営業用自動車又は軽自動車 当分の間 $\frac{2}{100}$ 電気自動車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 天然ガス自動車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車でボスト新長期規制からNOx10%以上低減車 取得価額から45万円控除	左に同じ 軽自動車以外の家用自動車 当分の間 $\frac{5}{100}$ 左に同じ	申告納付 1. 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録又は同法第97条の3<軽自動車の使用の届出等>の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得登録又は届出の時 2. 道路運送車両法第13条<移転登録>の規定による登録を受けべき自動車の取得登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日 3. その他の自動車の取得 取得の日から15日を経過する日	(減免) 次の各号に該当する者のうち知事が必要と認めるもの 1. 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車の取得 2. 取得した自動車とその取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該自動車の取得 3. 身体障害者が自ら運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得 4. 重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合を含む)及	取得価額について50万円以下(平成30年3月31日まで)

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	ガソリン自動車 ハイブリッド自動車 (1) 車両総重量が2.5t以下の自動車であって、平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 $\frac{0.4}{100}$ 自家用 $\frac{0.6}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から30万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 $\frac{0.8}{100}$ 自家用 $\frac{1.2}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から15万円控除	左に同じ		び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者(当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く。)が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得 5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得 6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得	
		営業用及び軽自動車 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$ 左に同じ			
		営業用及び軽自動車 $\frac{1.5}{100}$ 自家用 $\frac{2.5}{100}$ 左に同じ			

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
(2) 車両総重量が2.5t超3.5t以下バス・トラックで平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 $\frac{0.4}{100}$ 自家用 $\frac{0.6}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から30万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 $\frac{0.8}{100}$ 自家用 $\frac{1.2}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から15万円控除	左に同じ				
		営業用及び軽自動車 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$			
		左に同じ			
		営業用及び軽自動車 $\frac{1.5}{100}$ 自家用 $\frac{2.5}{100}$			
		左に同じ			

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
プラグインハイブリッド自動車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 クリーンディーゼル乗用車 車両総重量が3.5t以下のディーゼル乗用車であって、平成21年度自動車排出ガス規制に適合している自動車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 ディーゼル車 ハイブリッドディーゼル車 (1) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る） 取得価額から45万円控除 (2) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準10%達成車 車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 $\frac{0.4}{100}$ 自家用 $\frac{0.6}{100}$	左に同じ				
		左に同じ			
		左に同じ			
		営業用 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$			

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
<p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.4}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{0.6}{100}$</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から30万円控除</p> <p>(3)</p> <p>ポスト新長期規制からN O x かつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.8}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.0}{100}$</p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 $\frac{0.8}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.2}{100}$</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から15万円控除</p>	<p>営業用 $\frac{0.75}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.25}{100}$</p>	<p>営業用 $\frac{0.75}{100}$</p> <p>自家用 $\frac{1.25}{100}$</p>			
	左に同じ				
	営業用 $\frac{1.5}{100}$	営業用 $\frac{1.5}{100}$			
	自家用 $\frac{2.5}{100}$	自家用 $\frac{2.5}{100}$			
左に同じ					

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
<p>衝突被害軽減ブレーキ搭載車</p> <p>車両総重量が8t超22t以下のトラック</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が22t超のトラック</p> <p>平成24年4月1日から平成26年10月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が13t超のトラック</p> <p>平成24年4月1日から平成26年10月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>バリアフリー車両</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したノンステップバス</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から1000万円控除</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したリフト付きバス</p> <p>平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車</p> <p>乗車定員30人以上</p> <p>取得価額から650万円控除</p> <p>乗車定員30人未満</p> <p>取得価額から200万円控除</p>	左に同じ	左に同じ			

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	一般乗合旅客自動車運送事業者が導入したユニバーサルデザインタクシー 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 取得価額から100万円控除	左に同じ			
軽油引取税	1 kℓにつき15,000円 〔当分の間、引取に係るもの〕 1 kℓにつき32,100円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	
自動車税	1. 乗用車 営業用 総排気量 10以下 年額 7,500円 10超 1.5ℓ以下 年額 8,500円 1.5ℓ超 2ℓ以下 年額 9,500円 2ℓ超 2.5ℓ以下 年額 13,800円 2.5ℓ超 3ℓ以下 年額 15,700円 3ℓ超 3.5ℓ以下 年額 17,900円 3.5ℓ超 4ℓ以下 年額 20,500円 4ℓ超 4.5ℓ以下 年額 23,600円 4.5ℓ超 6ℓ以下 年額 27,200円 6ℓ超 年額 40,700円 自家用 総排気量 10以下 年額 29,500円 10超 1.5ℓ以下 年額 34,500円 1.5ℓ超 2ℓ以下 年額 39,500円 2ℓ超 2.5ℓ以下 年額 45,000円 2.5ℓ超 3ℓ以下 年額 51,000円 3ℓ超 3.5ℓ以下 年額 58,000円 3.5ℓ超 4ℓ以下 年額 66,500円	1. 左に同じ	1. 賦課期日 4月1日 2. 納期 5月1日～ 5月31日 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録を賦課期日後翌年2月末日までの間に申請をしたとき登録の申請をした日	(免除) 1. 商品であって使用しない自動車 2. 消防専用自動車及び救急専用自動車 3. もっぱら公益の用に直接供する自動車 4. 平成24年1月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた電気自動車及びプラグインハイブリット自動車 (減免) 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、知事が必要と認めるもの 2. 一定の身体障害者が所有する自動車 3. 一定の身体障害者が所有する自動車(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む)で当該重度身体障害者又は精神障害者のために同一生計者が運転	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	4ℓ超 4.5ℓ以下 年額 76,500円 4.5ℓ超 6ℓ以下 年額 88,000円 6ℓ超 年額 111,000円 〔ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記の区分を適用する。〕				
	2. トラック 営業用 最大積載量 1 t以下 年額 6,500円 1 t超 2 t以下 年額 9,000円 2 t超 3 t以下 年額 12,000円 3 t超 4 t以下 年額 15,000円 4 t超 5 t以下 年額 18,500円 5 t超 6 t以下 年額 22,000円 6 t超 7 t以下 年額 25,500円 7 t超 8 t以下 年額 29,500円 8 t超 年額29,500円に8 tを超える1 t毎に4,700円を加算した額 小型自動車に属するけん引車 年額 7,500円 普通自動車に属するけん引車 年額 15,100円 小型自動車に属する被けん引車 年額 3,900円 普通自動車に属する最大積載量8 t以下の被けん引車 年額 7,500円	2. 左に同じ			
				するもの及び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が所有する自動車 3. 構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの 4. 中古自動車販売業者が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
8 t 超の被けん引車 年額7,500円に8 t を超える1 t毎に 3,800円を加算し た額 最大乗車定員が4人以上で あるもの 総排気量1ℓ以下 それぞれの年額に 3,700円を加算し た額 総排気量1ℓ超 1.5ℓ 以下 それぞれの年額に 4,700円を加算し た額 総排気量1.5ℓ超 それぞれの年額に 6,300円を加算し た額					
自家用 最大積載量 1 t 以下 年額 8,000円 1 t 超 2 t 以下 年額 11,500円 2 t 超 3 t 以下 年額 16,000円 3 t 超 4 t 以下 年額 20,500円 4 t 超 5 t 以下 年額 25,500円 5 t 超 6 t 以下 年額 30,000円 6 t 超 7 t 以下 年額 35,000円 7 t 超 8 t 以下 年額 40,500円 8 t 超 年額40,500円に8 t を超える1 t毎に 6,300円を加算し た額					
小型自動車に属するけん 引車 年額 10,200円 普通自動車に属するけん 引車 年額 20,600円 小型自動車に属する被けん 引車 年額 5,300円 普通自動車に属する最大 積載量8 t以下の被けん引車 年額 10,200円					

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
8 t 超の被けん引車 年額10,200円に8 t を超える1 t毎に 5,100円を加算し た額 最大乗車定員が4人以上で あるもの 総排気量1ℓ以下 それぞれの年額に 5,200円を加算し た額 総排気量1ℓ超 1.5ℓ 以下 それぞれの年額に 6,300円を加算し た額 総排気量1.5ℓ超 それぞれの年額に 8,000円を加算し た額					
3. バス 営業用 一般乗合用のもの 定員 30人以下 年額 12,000円 30人超40人以下 年額 14,500円 40人超50人以下 年額 17,500円 50人超60人以下 年額 20,000円 60人超70人以下 年額 22,500円 70人超80人以下 年額 25,500円 80人超 年額 29,000円 一般乗合以外のもの 定員 30人以下 年額 26,500円 30人超40人以下 年額 32,000円 40人超50人以下 年額 38,000円 50人超60人以下 年額 44,000円 60人超70人以下 年額 50,500円 70人超80人以下 年額 57,000円 80人超 年額 64,000円	3. 左に同じ				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
自家用 定員					
30人以下					
年額	33,000円				
30人超40人以下					
年額	41,000円				
40人超50人以下					
年額	49,000円				
50人超60人以下					
年額	57,000円				
60人超70人以下					
年額	65,500円				
70人超80人以下					
年額	74,000円				
80人超					
年額	83,000円				
4. 三輪の小型自動車		4. 左に同じ			
営業用					
年額	4,500円				
自家用					
年額	6,000円				
5. 特種用途自動車		5. 左に同じ			
営業用					
壺きゆう車					
年額	10,100円				
その他					
年額	13,500円				
自家用					
キャンピング車					
総排気量					
10以下					
年額	23,600円				
10超1.50以下					
年額	27,600円				
1.50超20以下					
年額	31,600円				
20超2.50以下					
年額	36,000円				
2.50超30以下					
年額	40,800円				
30超3.50以下					
年額	46,400円				
3.50超40以下					
年額	53,200円				
40超4.50以下					
年額	61,200円				
4.50超60以下					
年額	70,400円				
60超					
年額	88,800円				
その他					
年額	18,400円				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記を総排気量とみなして上記の区分を適用する。				
6. グリーン化税制		6. グリーン化税制			
(1) 税率の軽減		(1) 税率の軽減			
平成26年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち		平成24年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち			
電気自動車（燃料電池車含む）、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車		電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車			
通常税率の概ね75%軽減		通常税率の概ね50%軽減			
平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%以上達成車（平成32年度燃費基準達成）		平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%又は10%以上達成車			
通常税率の概ね75%軽減		通常税率の概ね50%軽減			
平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%又は10%以上達成車（平成32年度燃費基準未達成）		平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車			
通常税率の概ね50%軽減		通常税率の概ね25%軽減			
(2) 税率の重課		(2) 税率の重課			
平成15年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成13年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車		平成14年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成12年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車			
通常税率の概ね10%重課		通常税率の概ね10%重課			
鉱区税		左に同じ			
1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区					
試掘鉱区100アール毎					
年額	200円				
採掘鉱区100アール毎					
年額	400円				
2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区					
100アール毎					
年額	200円				
			1. 賦課期日 4月1日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	
			2. 納期 5月15日～ 5月31日		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区1の税率の $\frac{2}{3}$ (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。				
固定資産税	$\frac{14}{100}$	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの	
狩猟税	1. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 8,200円 2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円 3. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円 4. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円 5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	左に同じ	1. 賦課期日 狩猟者の登録を受ける日 2. 普通徴収の方法による場合の納期は知事が定める日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者 2. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
産業廃棄物税	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき 1,000円 自らの産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合は産業廃棄物の重量1トンにつき 500円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

2 税 制 改 正

税 目	主 な 改 正 事 項																																							
個人県民税	<p>○ 給与所得控除の見直し ・ 給与所得控除の上限を引下げる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">現行</td> <td style="text-align: center;">平成29年度分</td> <td style="text-align: center;">平成30年度分</td> </tr> <tr> <td>給与収入</td> <td style="text-align: right;">1,500万円</td> <td style="text-align: right;">1,200万円</td> <td style="text-align: right;">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除上限額</td> <td style="text-align: right;">245万円</td> <td style="text-align: right;">230万円</td> <td style="text-align: right;">220万円</td> </tr> </table> <p>○ 企業型確定拠出年金の拠出限度額の見直し ・ 平成26年10月1日以降の拠出限度額を引上げる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">現行</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td>他の企業年金がない場合</td> <td style="text-align: right;">月額5.1万円</td> <td style="text-align: right;">月額5.5万円</td> </tr> <tr> <td>他の企業年金額ある場合</td> <td style="text-align: right;">月額2.55万円</td> <td style="text-align: right;">月額2.75万円</td> </tr> </table>	区分	現行	平成29年度分	平成30年度分	給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円	給与所得控除上限額	245万円	230万円	220万円	区分	現行	変更後	他の企業年金がない場合	月額5.1万円	月額5.5万円	他の企業年金額ある場合	月額2.55万円	月額2.75万円																		
区分	現行	平成29年度分	平成30年度分																																					
給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円																																					
給与所得控除上限額	245万円	230万円	220万円																																					
区分	現行	変更後																																						
他の企業年金がない場合	月額5.1万円	月額5.5万円																																						
他の企業年金額ある場合	月額2.55万円	月額2.75万円																																						
法人県民税 法人事業税	<p>○ 法人税制の一部交付税原資化（国税化） ・ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人税制の税率を引き下げる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現行</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">標準税率</td> <td style="text-align: center;">制限税率</td> <td style="text-align: center;">標準税率</td> <td style="text-align: center;">制限税率</td> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td style="text-align: right;">5.0%</td> <td style="text-align: right;">6.0%</td> <td style="text-align: right;">4.2%</td> </tr> </table> <p>○ 地方法人特別税から法人事業税への一部還元 ・ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税の所得割及び収入割の標準税率を引き上げる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現行</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外形標準課税対象法人</td> <td style="text-align: right;">2.9%</td> <td style="text-align: right;">4.9%</td> <td style="text-align: right;">（年800万円超の所得）</td> </tr> <tr> <td>所得金額課税法人</td> <td style="text-align: right;">5.3%</td> <td style="text-align: right;">6.7%</td> <td style="text-align: right;">（年800万円超の所得）</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税法人</td> <td style="text-align: right;">0.7%</td> <td style="text-align: right;">0.9%</td> <td style="text-align: right;">など</td> </tr> </table> <p>○ 生産性向上設備投資促進税制の創設 ・ 中小企業社等が生産性向上設備等を取得した場合の法人税の特別償却又は税額控除を法人県民税及び法人事業税に適用する。</p> <p>○ 研究開発税制の拡充 ・ 適用期限を3年延長した上、増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合に、増加試験研究費の額に30%（増加割合が30%未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除を可能とする。</p> <p>○ 中小企業投資促進税制の拡充 ・ 適用期限を3年延長した上、生産性向上設備等を取得した場合には、即時償却（現行：30%）又は7%税額控除（資本金3千万円以下の法人は10%（現行：7%））を可能とし、税額控除における控除限度超過額は、1年間の繰越を可能とする。</p> <p>○ 所得拡大促進税制の拡充 ・ 適用期限を2年延長の上、雇用者給与等支給増加割合の要件を見直す。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">開始事業年度</td> <td style="text-align: center;">現行</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～平成27年3月</td> <td style="text-align: right;">5%</td> <td style="text-align: right;">2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成27年4月～平成28年3月</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成28年4月～平成30年3月</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">5%</td> </tr> </table> <p>○ 交際費等の損金不算入制度の見直し ・ 適用期限を2年延長の上、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入する。</p>	現行	変更後			標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	法人税割	5.0%	6.0%	4.2%	現行	変更後		外形標準課税対象法人	2.9%	4.9%	（年800万円超の所得）	所得金額課税法人	5.3%	6.7%	（年800万円超の所得）	収入金額課税法人	0.7%	0.9%	など	開始事業年度	現行	変更後	～平成27年3月	5%	2%	平成27年4月～平成28年3月	—	3%	平成28年4月～平成30年3月	—	5%
現行	変更後																																							
標準税率	制限税率	標準税率	制限税率																																					
法人税割	5.0%	6.0%	4.2%																																					
現行	変更後																																							
外形標準課税対象法人	2.9%	4.9%	（年800万円超の所得）																																					
所得金額課税法人	5.3%	6.7%	（年800万円超の所得）																																					
収入金額課税法人	0.7%	0.9%	など																																					
開始事業年度	現行	変更後																																						
～平成27年3月	5%	2%																																						
平成27年4月～平成28年3月	—	3%																																						
平成28年4月～平成30年3月	—	5%																																						
地方法人 特別税	<p>○ 地方法人特別税の税率の改正 ・ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から税率を引き下げる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現行</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税対象法人</td> <td style="text-align: right;">148%</td> <td style="text-align: right;">67.4%</td> </tr> <tr> <td>所得・収入金額課税法人</td> <td style="text-align: right;">81%</td> <td style="text-align: right;">43.2%</td> </tr> </table>	現行	変更後	外形標準課税対象法人	148%	67.4%	所得・収入金額課税法人	81%	43.2%																															
現行	変更後																																							
外形標準課税対象法人	148%	67.4%																																						
所得・収入金額課税法人	81%	43.2%																																						

地方消費税	<p>○ 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し ・ 金融業及び保険業のみなし仕入れ率を50%（現行：60%）に、不動産業のみなし仕入れ率を40%（現行：50%）に引き下げる。</p> <p>○ 外国旅行者向け消費税免税制度（輸出品物販売場制度）の見直し ・ 免税販売の対象物品に、購入後30日以内に輸出する消耗品（同一店舗で1日に販売する消耗品の額が5千円超50万円以下の消耗品に限る。）を加える。</p>								
不動産取得税	<p>○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼児連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設</p> <p>○ 老朽化マンション再生（認定建替事業・認定建物敷地売却）による権利変換等により施行者が取得する不動産に係る非課税措置の創設</p> <p>○ 全国新幹線鉄道整備法に基づき指名された新幹線の建設主体が取得する不動産に係る非課税措置の創設</p>								
自動車取得税	<p>○ 税率の見直し ・ 平成26年4月1日以後に取得される自動車に課する自動車取得税の税率を引き下げる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現行</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td>自家用自動車</td> <td style="text-align: right;">5%</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車及び軽自動車</td> <td style="text-align: right;">3%</td> <td style="text-align: right;">2%</td> </tr> </table> <p>○ エコカー減税について、環境性能に優れた自動車の軽減割合の拡充 ・ 平成26年4月1日以後に取得される自動車について、現行、税率を75%軽減する自動車に係る軽減割合を80%に、税率を50%軽減する自動車に係る軽減割合を60%に拡充する。</p>	現行	変更後	自家用自動車	5%	3%	営業用自動車及び軽自動車	3%	2%
現行	変更後								
自家用自動車	5%	3%							
営業用自動車及び軽自動車	3%	2%							
自動車税	<p>○ 自動車税におけるグリーン課特例の見直し（平成27年度分・平成28年度分） ・ 軽課について対象を重点化した上で強化し、重課について新車新規登録から13年（ディーゼル車については、11年）を経過した自動車の重課割合を標準税率の15%（現行概ね10%）とする。</p>								